

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢吹町長 蛭田 泰昭

市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)	
地域名 (地域内農業集落名)	北三神地区 (三城目、西原、須乗新田、須乗本田、南沢、神田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月3日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進行しており、農業の担い手となる若年層が非常に少ない状況。後継者がいない農家が増加しており、農業を継続するための基盤が脆弱化している。

農業用設備や農機具、資材の価格が高騰しており、特に中小規模の農家にとって経済的負担が増大している。また、老朽化した設備の更新が進まない状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域農業の持続可能性を高めるため、担い手の育成と農地の集積・効率化を図る。

地域全体での協力体制を強化し、地域農業の将来に向けた具体的な目標と計画を策定する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	203.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	195.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

担い手への農地集約化と効率化を推進することが重要。

圃場整備を行い、分散した農地を集約し、作業効率を向上させることが喫緊の課題である。

耕作放棄地を防止し、農地の適正利用を図ることが地域農業の持続可能性を確保する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手の状況に応じて、農地の集約化を進めていく。 規模縮小やリタイアの意向が示された農地については、引き受け意向のある入作者への集積・集約化を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域の実情を踏まえ、必要に応じて農地中間管理機構の活用を検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じて検討していく
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に検討していく。 後継者の確保、育成に努める。 県や町、JAと連携を図りながら新規就農者を確保、育成する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率化を図るため、防除作業の委託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②有機・減農薬・減肥料

- ・地域で有機農業へ切り替えを検討する

③スマート農業の検討

- ・農業者の高齢化、担い手不足、基盤整備事業による農業区画拡大に伴い、将来的にスマート農業を検討する

⑦保全・管理等

- ・地域で水路の維持管理や、ほ場や農道の草刈りなどを継続していく
- ・農地の多面的な機能を継続していくため、多面的機能支払制度が継続している限り当該制度に継続して取り組む
- ・三城目中町地区、根岸地域資源保全会における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり

⑧農業用施設

- ・農地を支える水路やポンプ等の基幹施設設備の適切な機能保全を図る
- ・国や県の補助を活用しながら、改良、点検・整備の充実及び適正化を図る